



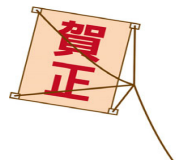
あゆみ通信

堺市堺区向陵中町4丁4番7号 TEL072-254-5755

◆～新年のご挨拶～

明けましておめでとうございます。
今年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、『特別な夏』に『異例の年末年始』。どこでも語られている新型コロナウイルスの問題ですが、感染が再拡大する中で、の新年となりました。



私の事務所では、「テレワーク」ができる環境は実現できませんでしたが、サイボウズ社の『サイボウズOffice』を取り入れました。5ユーザーまで、月額4,400円です。

今まで、「グーグルカレンダー」で共有していた事務所の予定表と、エクセルで管理していた「進行中事件一覧表」をサイボウズに移行。

サイボウズの『掲示板』では、個々のメンバーへの伝達事項を伝えることができます。

家のパソコンや、スマホでもアクセスできるため、どこにいても、私の『思いつき』の記録を残していくことが可能となっています（営業時間外に、グループLINEを鳴らすわけにはいかないため）。

ステイホーム期間中には、事務所に籠り、ホームページを1つ作り上げました。まとまった時間がないと、できないことでした。

コロナの問題をきっかけに、少しでもプラスの方向に変わっていくことができれば、と思っています。

司法書士 吉田浩章

吉田事務所のLINE公式アカウント。お客様との事務連絡用に、便利に使っています。
アカウント名は「@y5755」。よろしければ「お友達」登録していただき、メッセージを送って下さい。



本号のトピックス

- はじめに～新年のご挨拶～
- 栗野の「3万円から始める」優待生活
- 法律コラム「成人年齢の引下げ」
- 山下の「何でもやってみよう！」
- 岸野の「息子達とのワクワク体験記」
- 吉田の「のんびり」温泉旅日記
- マメ知識「自筆証書遺言書保管制度」
- Q&A相続手続き「不動産の死因贈与とは」
- 4コマまんが「新しい習慣？」
- 「仕事にも生かせる」おススメ本
- 事務所のご案内
- 編集後記



◆栗野の「3万円から始める」優待生活

明けましておめでとうございます。
事務の栗野です。
今年、干支(丑)・九星(六白金星)・五行(木・火・土・金・水)の3つが金の珍しい金運の年と。あやかれるでしょうか？(^.^)

今回は、「クリレスHD」の株主優待を紹介します。



100株以上で2000円相当の優待食事券が年2回(2月、8月)頂けます☆
堺市では、『かごの屋』『濱乃屋』『はしや』『鍋ズキッチン』『牛かつ上村』『磯丸水産』等々使えるお店も多く便利です～↑(写真は200株分)

令和2年12月29日の終値は633円(購入は100株単位)。
配当は年間0円ですが、優待利回りは約6.3%あります。

栗野 恵

【優待メモ】株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングス(東証1部上場)。権利確定月は2月、8月(年2回)です。

◆法律コラム—成人年齢の引下げ

民法の改正により、成人年齢が18歳に引き下げられることが決まっています。

但し、令和4年4月1日から施行のため、まだ少し先の話です。



司法書士・行政書士業務で直接関りが出てきそうなのは、子供さんが相続人となる場合で遺産分割協議に参加できる年齢が変わる(20歳→18歳)ことでしょうか。

今までは「20歳になられるまで待つ」。もしくは、「特別代理人を選任して遺産分割

協議をする」必要があるケースでも、子供さんが18歳になれば、遺産分割協議に参加できるようになります。

一方では、公正証書で定めた養育費の支払期限が「成年に達するまで」となっている場合は、どうなるのか。

これについては、法務省のサイトに「取り決めされた時に20歳が成年年齢であったことからすると、従前どおり20歳まで支払義務を負うと考えられる」という見解が記載されています。



◆山下の「何でもやってみよう！」

明けましておめでとうございます。
司法書士の山下です。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

2020年は、新型コロナウイルスとの闘いで、外出や人との交流が制限され日常生活が変わりました。家の中だけでは気が滅入るので、なるべく自然の中に。植物園鑑片手に通った大仙公園では樹木の名前、葉っぱや幹の特徴もじっくり観察できました。
また、貸農園を8㎡借りて、野菜作りも始めました。夏に小松菜・大根・人参・白菜・ほうれん草・レタスの種を撒き、秋にはお店にあるような(褒めすぎかな)野菜を収穫し感動しました。小さな小さな種をりっぱな野菜に変容させる自然の営みは魔法としか言いようがない！コロナという自然の脅威にさらされながらも、芽吹いてくる植物の恵みに勇気づけられて、今年も頑張って何でもやってみます。佳き一年になりますように。




山下

◆岸野の「息子達とのワクワク体験記」

明けましておめでとうございます。
司法書士の岸野です。本年もよろしくお願いいたします。

昨年は、春休みの3世代での初ハワイ旅行の中止からはじまり、学校も休校、ステイホームで、ひたすら家で食事を作っている1年でした。6月から学校がはじまり、長男の部活も、二男の野球も再開しましたが、楽しい行事はほぼなくなってしまいました。そんなコロナ禍でも、子供達はたくましく頑張っています。長男は野球部に入り、新しいポジションに挑戦し、きつい筋トレにフーフー言いながらも新しい環境で野球を楽しんでいます。二男は最終学年になってスランプに陥り、思い通りにいかず涙する機会がたくさんありましたが、最後のメダルを目指してチーム一丸で練習に励んでいます。

昨年は「もうコロナ嫌っ」と何回も言い合いました。今年、みんなが笑顔で思いっきり楽しめますように。



岸野

【発行】〒590-0024 堺市堺区向陵中町4丁4番7号

司法書士吉田法務事務所 (JR阪和線、南海高野線三国ヶ丘駅近く)

TEL072-254-5755 E-mail yoshida-houmu@nifty.com



◆吉田の「のんびり」温泉旅日記

「クルーズ船の旅は老後の楽しみに…」とずっと思っていたのですが、神戸港発着。1月の3連休で、行って戻って来られるツアーを見付けました。

『ぱしふいっくびいなす』の旅。行き先は別府です。



高価なお部屋ではないので、最初は「トランクルームみたい??」と感じましたが、部屋で過ごすのは寝る時だけ。

喫茶コーナーに行けば、ソフトドリンクは自由。決まった時間に行けば、ケーキもフリー。朝食時間前にも、ティータイムがあります。

料金の中に3食含まれていて、夕食は全員同じコース料理。



大浴場も利用しました。音楽のイベントでは、ピアノとバイオリンの生演奏。心に響きました。

こんな世界もあったんだ〜とハマった私は、すぐにまた夏の旅を申し込みましたが、なかなか予約が取れない「船旅ブーム」。

その後、横浜に停泊した外国船「ダイヤモンド・プリンセス」で、クルーズ船が批判にさらされるとは、思いもしませんでした。

◆マメ知識—「自筆証書遺言書保管制度」

令和2年7月から、法務局で自筆証書遺言を預かってもらえる制度が始まっています。

自筆証書遺言の場合、今までは、亡くなられた後に家庭裁判所で「検認」の手続きをする必要がありましたが、法務局での保管制度を利用する場合は、「検認」が不要となります。

但し、遺言者が亡くなられた後、実際の相続手続きをする際には、相続人から法務局に、「遺言書情報証明書」の交付申請をする必要があります。この時、相続人全員の戸籍や住民票の提出が必要です。

「遺言書情報証明書」が交付されると、他の相続人に対しても、遺言書を保管している旨を通知される扱い。



相続手続きをスムーズに進めることを考えると、引き続き、公正証書遺言のほうが便利だと思われます。

◆Q & A 相続手続き —「不動産の死因贈与とは」

Q: 私が亡くなったら、不動産は世話になっている姪に譲りたいと考えています。

遺言書を作る以外に「死因贈与」という方法があると聞きましたが、「死因贈与」というのは、どのような手続きでしょうか。

=====

A: 不動産の死因贈与とは、「自分が亡くなったら、その時に譲ります」という契約を、不動産を渡す人と、もらう人が予め契約しておく方法です。

遺言書で、渡す人が一方的な意思で決める『遺贈』とは違い、『死因贈与』は当事者間の話し合いで契約しておく、というのが特徴です。

ポイント

死因贈与のメリットとして、契約をした際に「仮登記」をしておける、という部分があります。

一方、遺贈の場合は、仮登記ができません。仮登記をすることで、他の処分がしづらくなることと、心理的な拘束力が働くことも期待できます。

税金面では、「贈与税の対象ではなく、相続税の対象」となります。

また、所有権移転（名義変更）に必要な登録免許税は固定資産評価額に対して2%で、相続人に相続させる場合の0.4%と比べて高くなります。

不動産の死因贈与の契約をする際は、後々の登記の手続きを考えると、

1. 公正証書で契約すること
 2. 執行者を決めておくこと
- この2点をお勧めします。



執行者を定めている場合は、執行者の印鑑証明書と実印で死因贈与の登記ができますが、執行者がいない場合は、相続人全員の印鑑証明書と実印での押印が必要となるためです。



◆「仕事にも生かせる」おススメ本

『売上を、減らそう。』（佰食屋 中村朱美著）

著者は、ステーキ井専門店「佰食屋」の経営者です。文字通り「どんなに売れても100食限定」「営業時間わずか3時間半」の方針を取られているお店の話。



一番共感できたのは、時間に対する考え方です。100食以上売れば、それ以上儲けられるかもしれないのに、その売り上げを追わない。

100食の売り上げで成り立つ運営を考えて、残った時間は、自分たちと家族のために使う、という部分です。

私の事務所でも、昨年4月以降、休日や夜間のご相談・打ち合わせに制限をかけました。

「仕事を減らそう」と言えるような余裕はありませんが、接客業務は平日限定。土日は、事務仕事をする時間（一残念ながら休みではありません）と決めることで、無理は極力避けることができます。

私自身の「働き方」。それと「幸せとは？」の感覚にも、影響を与えてもらった本です。

吉田浩章

◆事務所のご案内

堺市堺区向陵中町4丁4番7号
司法書士吉田法務事務所
代表者 司法書士吉田浩章
TEL 072-254-5755
http://www.office-yoshida.net



★主な取り扱い業務

- 司法書士業務
 - ・不動産の登記（売買、贈与、財産分与、相続、抵当権設定等）
 - ・会社の登記（会社設立、役員変更、本店移転、定款変更等）
 - ・遺産承継の手続き（預貯金・証券会社の相続手続き等）
 - ・個人の債務整理（自己破産、個人再生、任意整理等）
 - ・家庭裁判所への提出書類作成（成年後見、相続放棄等）
- 行政書士業務—遺言書や公正証書の起案、各種契約書作成等

★営業時間：平日9時～18時（事前予約制）

【編集後記】事務所の向いにできた桜珈琲は、朝早くからからお客さんが絶えない雰囲気。「当事務所は桜珈琲の向かいにあります」で伝わるくらい、三国ヶ丘で有名なお店になればなあ…と思っています。そして、桜珈琲の横には、分譲マンションが建築中。引っ越しできたら、通勤時間1分が実現??というのは、妄想です。【吉田】

※このニュースレターは、今までお仕事をさせていただいたお客様にお送りしています。

今後の購読を望まれない場合は、お手数ですが、メール (yoshida-houmu@nifty.com) かお電話にてお知らせ下さい。

